戸沢村再生可能エネルギー設備等設置事業費補助金交付要綱

平成24年４月１日

告示第11―２号

（目的）

第１条　この要綱は、再生可能エネルギー設備の導入を促進し地球温暖化の防止に寄与するため、再生可能エネルギー設備等（以下「対象設備」という。）設置事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、戸沢村補助金等の適正化に関する規則（昭和43年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、別表のとおりとする。ただし、補助対象設備は、新たに設置するものとし、未使用品（再利用品は対象外とする。）のものをいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす個人、団体又は法人とする。

(1)　村内において自ら居住し、若しくは居住する予定である村内の専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の２分の１以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫、物置等及び事業所等へ対象設備を設置する者とする。

(2)　本村に係る村税及び使用料等に滞納がないこと。

(3)　以前に同一の種類の機器に対する村の補助金等、これに類するものの交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表に定める補助対象事業に要する経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）及び上限額とする。

２　補助対象設備に対する戸沢村の他の補助金との併給は不可とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に次に定める書類を村長に提出しなければならない。

(1)　再生可能エネルギー設備等設置事業費補助金交付申請書（様式第１号）

(2)　申請者本人の住民票

(3)　納期が到来した当該年度の納税証明書

(4)　事業に要する見積書の写し

(5)　前３号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第６条　村長は、前条の規定により申請書の提出があつた場合は、再生可能エネルギー設備等設置事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を付して通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した場合は、次に定める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1)　再生可能エネルギー設備等設置事業実績報告書（様式第３号）

(2)　工事着工前の現況を示すカラー写真

(3)　対象設備の設置状況を示すカラー写真

(4)　電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約書等確認書の写し（太陽光発電装置に限る。）

(5)　工事請負契約書の写し

(6)　対象設備設置に係る領収書の写し

(7)　付近の見取り図

(8)　その他村長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第８条　村長は、前条の報告を受けた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、再生可能エネルギー設備等設置事業費補助金交付額確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（手続代行者）

第９条　交付申請者は、第５条の交付申請書の提出、第７条の実績報告の手続の代行について、対象設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対して依頼することができる。

２　手続代行者は、依頼された手続きを誠実に実施するものとする。

（協力）

第10条　村長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて発電等利用成果に関する報告等協力を求めることができる。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年11月１日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助率 | 上限額 | 備考 |
| 太陽光発電装置 | 事業費の1／10 | 200,000円 | 蓄電池設備を含む |
| 木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ、チップストーブ） | 事業費の1／2 | 200,000円 | 無煙装置付 |
| 木質バイオマス燃焼機器（薪ストーブ） | 事業費の1／4 | 200,000円 | 廉価なブリキストーブ等は対象外 |
| 太陽熱利用装置 | 事業費の1／10 | 50,000円 | 修熱面積2m2以上 |

※　但し、リフォーム補助等、他の村の補助金と重複しての交付は受けられませんのでご留意ください。

様式　略